

児童生徒の問題行動に対する 初期対応マニュアル

徳島県教育委員会
いじめ問題等対策企画員室

はじめに

現在、児童生徒の問題行動は、いじめ、不登校、暴力行為など多岐にわたり、依然として深刻な状況が見られ、学校外における問題行動も喫煙・飲酒・深夜徘徊など多様化しています。また、近年高度情報化や都市化の進展など児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化するとともに、携帯電話、インターネットなどの情報通信機器の技術革新により、子どもたちの行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握できにくい状況となってきました。

このような状況の中、ますます生徒指導の充実・強化が求められております。児童生徒の健全育成と問題行動の予防に向け、学校全体で取り組むことが基本となります。とりわけ事件・事故が起きたときの初期対応が大切です。組織的な初期対応の不十分さが深刻な事態を引き起こすことにもつながりかねません。

もちろん学校種別や児童生徒の発達段階、地域の実態などに応じて、生徒指導体制は異なる面がありますが、十分に機能する体制を構築するためには、教職員が互いの役割分担を十分認識し、医療、福祉、警察などの関係機関と連携を密にし、組織的に問題行動に対応していくことが重要です。

本資料は、児童生徒の問題行動に対する初期対応について、具体的な事例に基づき早期対応例を示したものです。各学校におかれましては、本資料を校内研修等の場で活用し、全教職員の共通理解のもと、児童生徒一人一人の健全な発達と生徒指導体制の適切な構築に努められますようお願いいたします。

平成20年3月

徳島県教育委員会

教育長 佐藤 勉

目 次

I	問題行動への対応について	1
II	具体的事例に基づく初期対応例	
1	いじめ	3
2	生徒間暴力	4
3	対教師暴力	5
4	器物損壊	6
5	盗難	7
6	恐喝	8
7	窃盗	9
8	交通事故	10
9	児童虐待	11
10	逮捕事案	12
11	自殺の予告	13
12	インターネットによる掲示板への書込	14

I 問題行動への対応について

1 問題行動に対する日常の取組

児童生徒の問題行動への対応は、起こった問題の処理だけに努めればよいものではありません。日常の生徒指導の在り方や学校の指導体制を絶えず見直し、きめ細かな生徒指導が行える組織づくりを進めることが大切です。

このマニュアルは、問題行動に対する初期対応マニュアルです。学校において、学校の実情や児童生徒の状況を考慮し、以下のような段階を踏まえたマニュアルを作成することが重要です。

(1) 問題行動の未然防止に向けた取組

- ・ 日ごろから児童生徒との関係づくりに努める。
- ・ あいさつ運動、遅刻防止運動等の基本的な生活習慣を身につける取組を推進する。
- ・ 安全教室や防犯教室等を積極的に開催する。

(2) 情報を早く入手する取組

- ・ 児童生徒が相談しやすい窓口づくりや雰囲気づくりに努める。
- ・ 欠席、遅刻や早退時の家庭連絡を確実に行う。
- ・ 日ごろから関係機関を訪問し、関係づくりに努める。
- ・ 学校開放期間を設けるなどし、地域との関係づくりを進める。

(3) 問題行動が発生した場合の対応

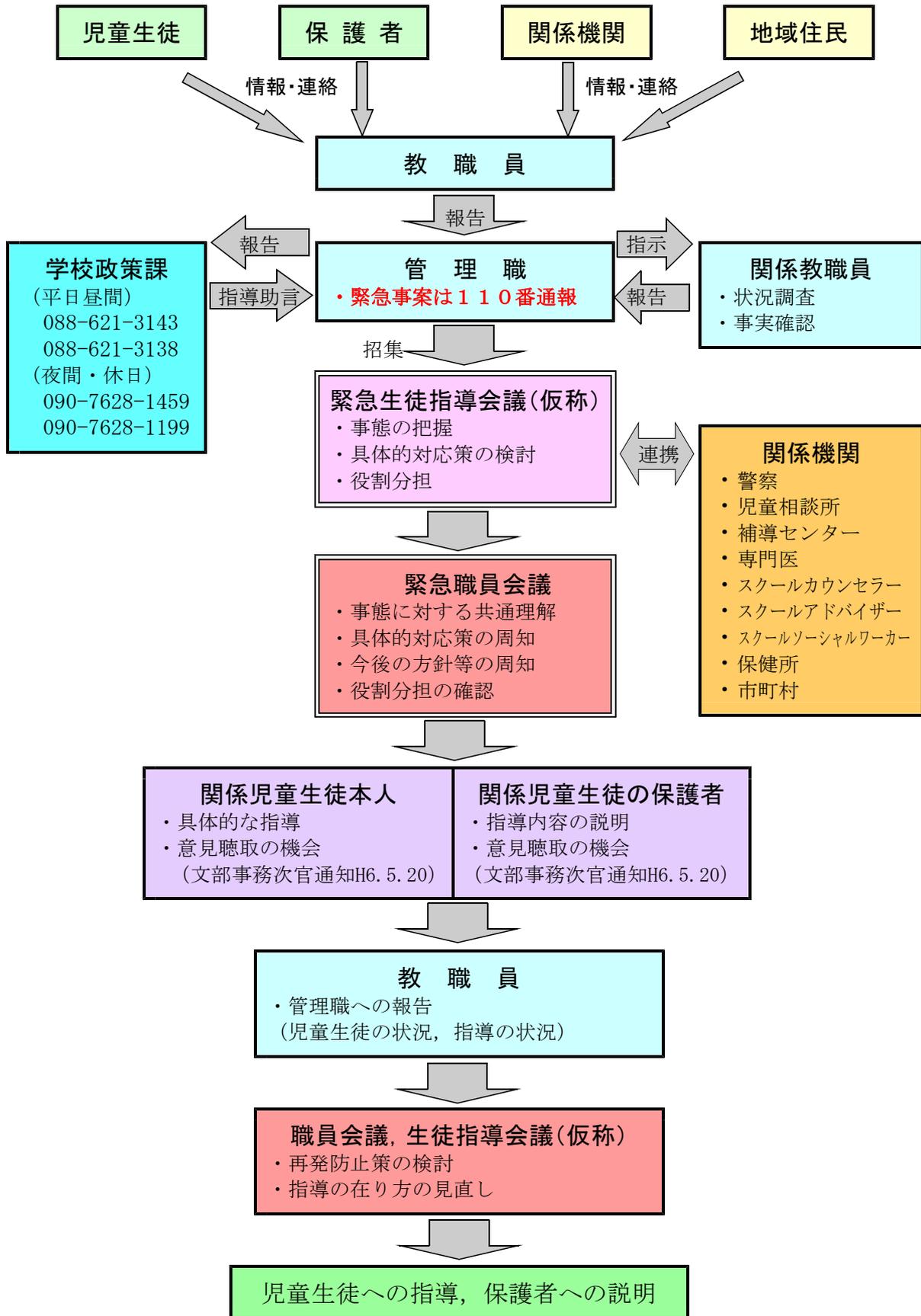
- ・ 管理職のリーダーシップのもと、全職員で対応に当たる。
- ・ 個人で判断して解決を図らず、管理職への報告・連絡を確実に言い、組織として対応する。
- ・ 初期対応を素早く行う。
- ・ 学校だけでは解決が難しい問題行動には、積極的に関係機関と連携し解決を図る。
- ・ 必要に応じ、PTA役員会や保護者会等を実施する。
- ・ 必要な場合は、懲戒（学校教育法施行規則13条）や出席停止（学校教育法26条）を行う。

(4) 再発防止に向けた取組

- ・ 問題行動への対応を評価する。
- ・ 対応の不十分だった点について改善する。
- ・ 再発防止に向けた具体的方策を立てる。

生徒指導の「さしすせそ」
さ 最悪の事態を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意を持って
そ 組織を挙げて対応する

2 対応の流れ（例）

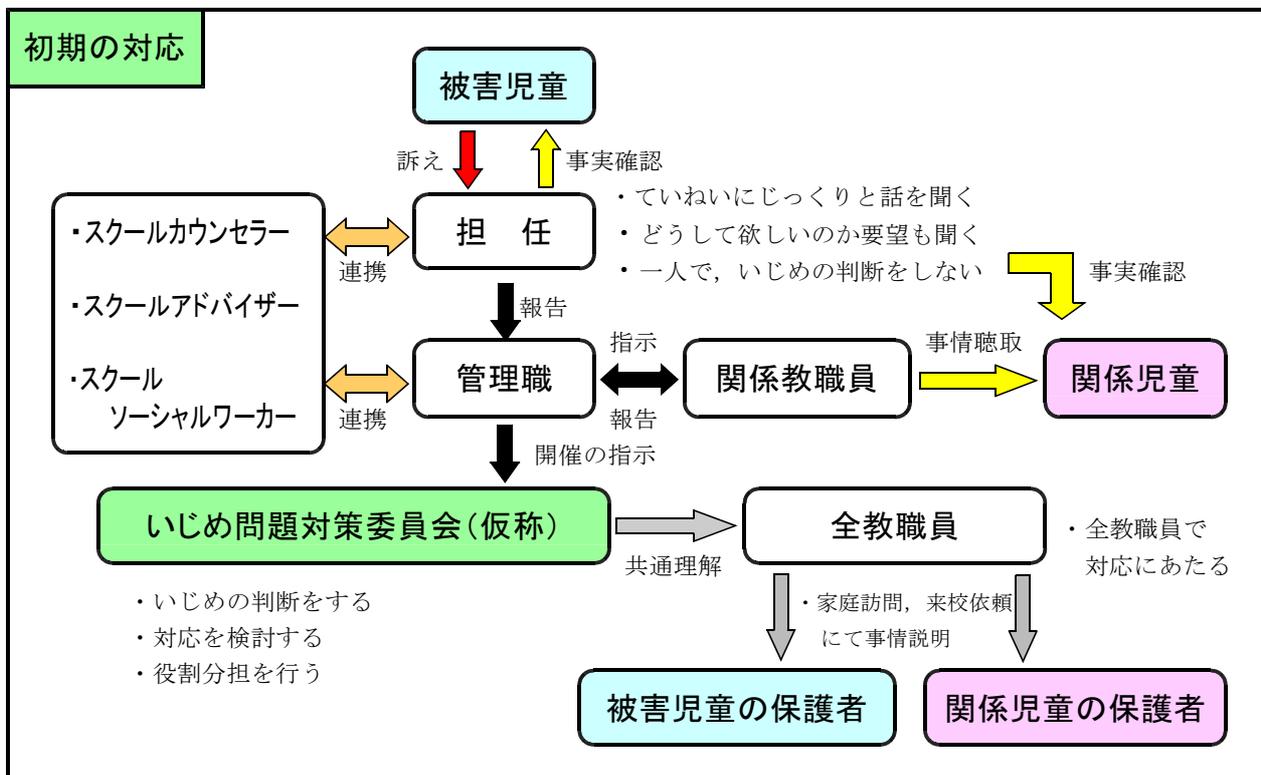


Ⅱ 具体的事例に基づく初期対応例

1 いじめ

【 具体的事例 】

担任をしている4年生の児童が、同じクラスの4人の児童に無視をされ、悪口を言われていると訴えてきた。



初期の対応の留意事項

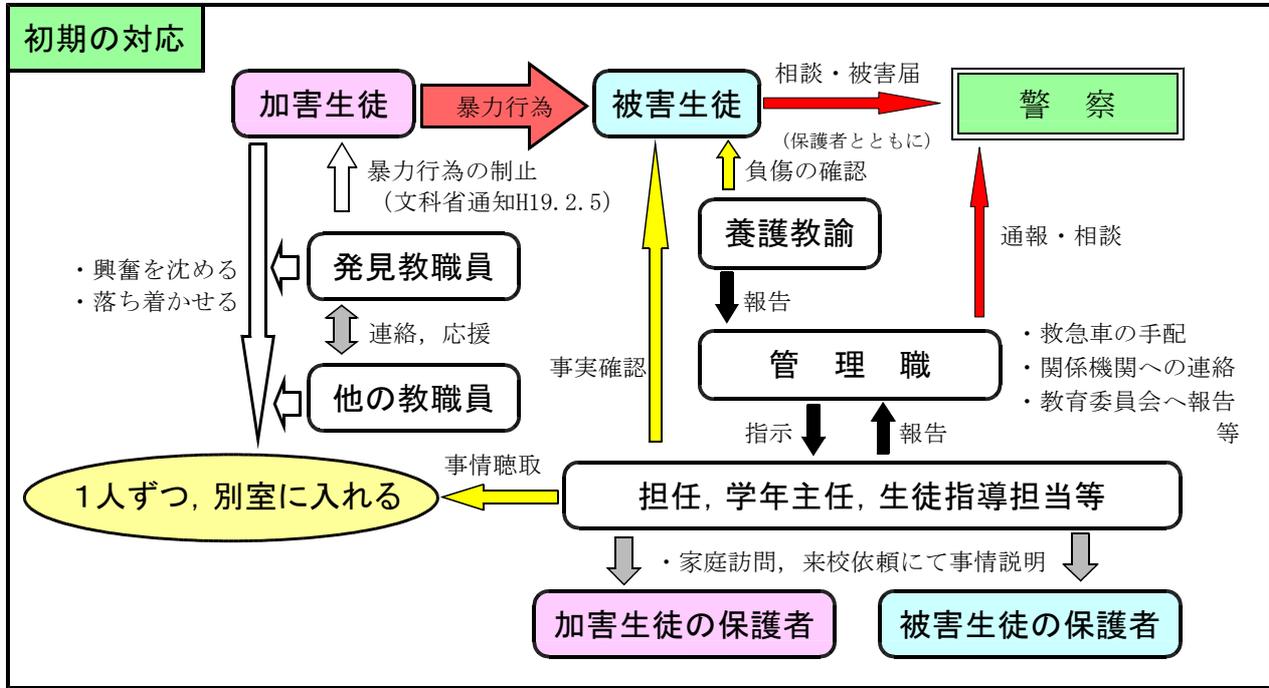
*「いじめをなくすために」(平成19年3月発行)を参考にすること

- いじめを訴えてきた児童への対応
 - ・ どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
 - ・ 結論を誘導したりせず、本人の言葉がでるまでじっくり待つ。
 - ・ 本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
 - ・ 担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。
- いじめたと訴えられた関係児童への対応
 - ・ いじめと決めつけて話を聞くことがないように気をつける。
 - ・ 事実を正確に把握する。
 - ・ それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係の突き合わせを行いながら全体像をつかむ。
- いじめ問題対策委員会(仮称)
 - ・ 事実関係から、いじめの実態について判断をする。
 - ・ いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
 - ・ できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
 - ・ 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)

2 生徒間暴力

【 具体的事例 】

1年生の生徒3人が、休み時間に、同級生のAをトイレに呼び出し、日ごろの態度が気に入らないと因縁をつけ、一方的にAに対し暴行を加えた。巡回中の教員が現場を発見し、止めに入った。



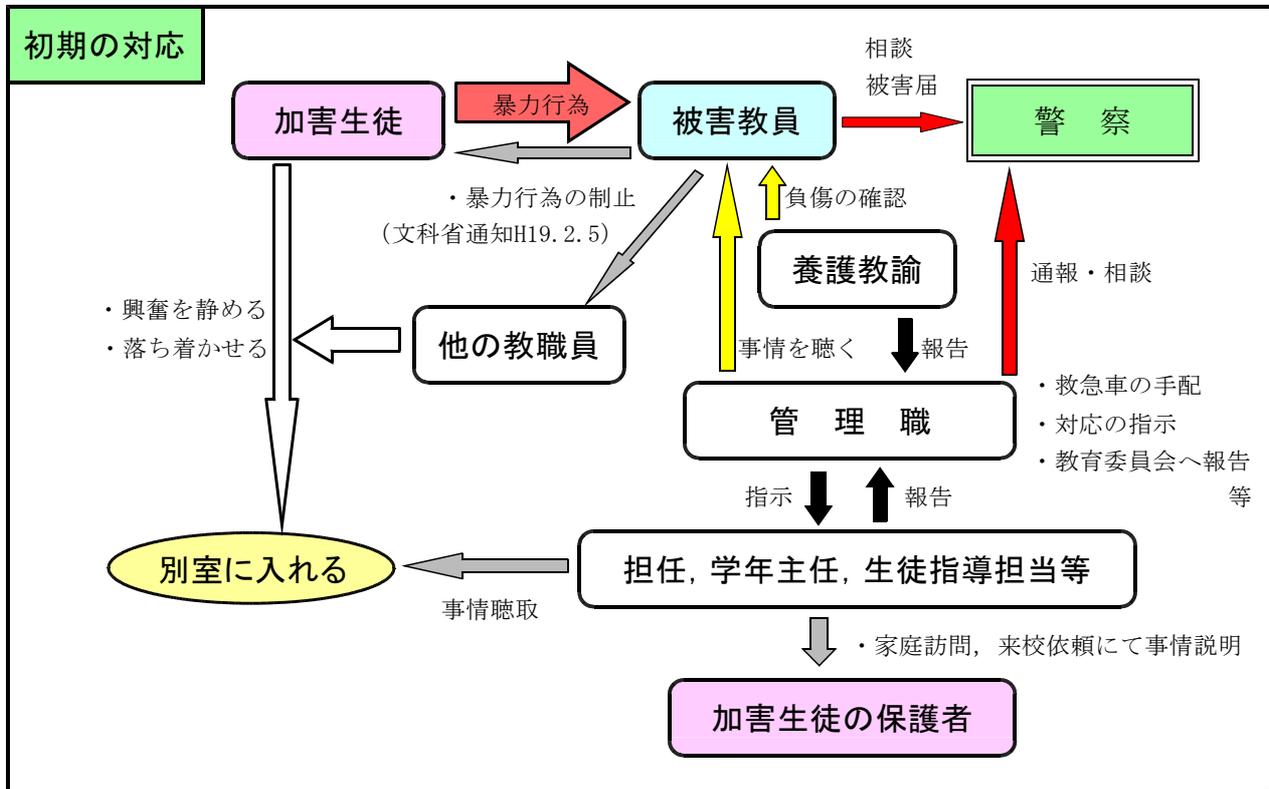
初期の対応の留意事項

- 被害生徒への対応
 - ・ 被害生徒の安全確保を最優先する。
 - ・ スクールカウンセラーや専門医等による心のケアを図る手段を講じる。
 - ・ 負傷の状況や精神状態等を考慮し、負担がかからない配慮のもとで、本人から状況を聞く。
- 加害生徒への対応
 - ・ 落ち着かせた状態で、複数の教員により話を十分聞き、事実確認を行う。
 - ・ 暴力行為は絶対に許されない行為であることを理解させ、原因の解明に努める。
 - ・ 事实现在を、記録用紙に書かせ、自己反省をさせる。
- 被害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情説明をする。
(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、保護者からの要望や意見を聞く。(謝罪や被害届等)
- 加害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情説明をする。
(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
 - ・ 被害者への謝罪を働きかける。
- その他
 - ・ 事故発見の際には、関係のない生徒を、事故現場から遠ざける。
 - ・ 暴力行為を見ていた生徒からも、必要に応じて事情を聞く。

3 対教師暴力

【 具体的事例 】

数名の男子生徒が、騒いで授業妨害をしていた。授業担当のA教諭が、何度か注意したが収まらなかったため、その中のBに特に厳しく注意した。突然、Bが興奮し、A教諭に掴みかかり、いきなり顔を殴った。



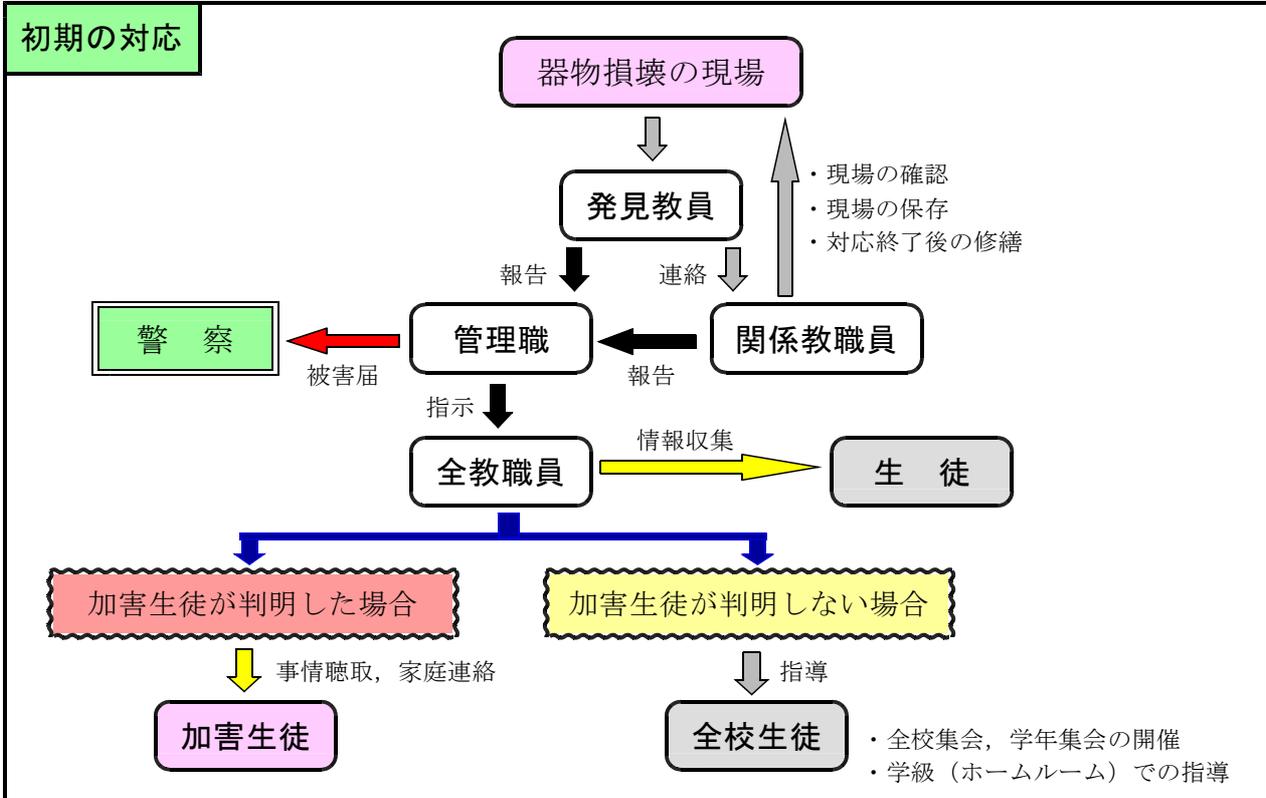
初期の対応の留意事項

- 加害生徒への対応
 - ・ 落ち着かせた状態で、複数の教員により話を十分聞き、事実確認を行う。
 - ・ 暴力行為は絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ 事实现為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。
- 被害教員への対応
 - ・ 被害教師からの事情の聞き取りは、管理職が行う。
 - ・ 日常の授業の様子や生徒との人間関係等も聞き取る。
- 加害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問を行い、顔を合わせて事情説明をする。
(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
- その他
 - ・ クラスの他の生徒からの聞き取りや、クラスの全体指導を早急に行う。

4 器物損壊

【 具体的事例 】

昼休みに校舎内を巡回中の教員が、男子トイレの扉が壊され、窓ガラスが割られているのを発見した。付近にいた生徒に確認したが、誰が壊したかわからなかった。



初期の対応の留意事項

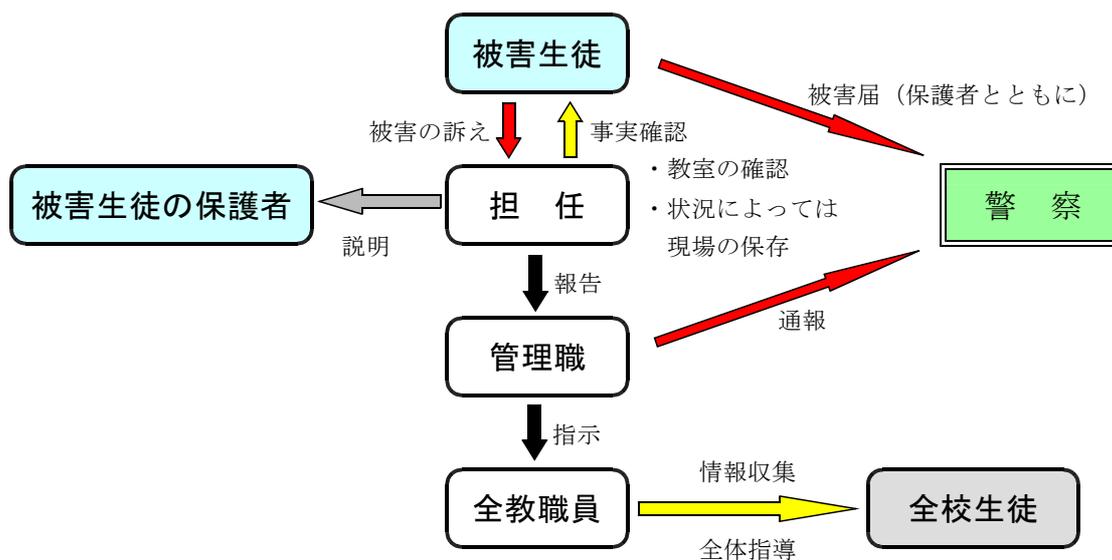
- 器物損壊の現場での対応
 - ・ ケガをした生徒がいないか確認する。
 - ・ 警察へ被害届を出す場合を考慮し、生徒の立入を禁止する。
 - ・ 写真により記録する。
 - ・ 事故対応が終了した段階で、至急、修繕をする。(割れ窓理論)
 - ・ 他に破損場所がないか、学校の点検を行う。
- (加害生徒が判明しない場合)全校生徒への指導
 - ・ 早い時期に、全校集会や学年集会を開催し全体指導を行う。
 - ・ 集会の開催が難しい場合は、朝の会 (SHR) や学級 (ホームルーム) 活動を利用して指導する。
- (加害生徒が判明した場合)加害生徒への対応
 - ・ 落ち着かせた状態で、複数の教員により話を十分聞き、事実確認を行う。
 - ・ 器物損壊の行為は絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ 事实现為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。
- 加害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問を行い、顔を合わせて事情説明をする。(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
 - ・ 修繕費についての説明を行い、同意を得る。

5 盗難

【 具体的事例 】

体育の授業中，数名の生徒が教室においてあったカバンから，現金，カードの入った財布と携帯電話が盗まれた。授業終了後に気がついた被害生徒が，すぐに担任に申し出た。

初期の対応



初期の対応の留意事項

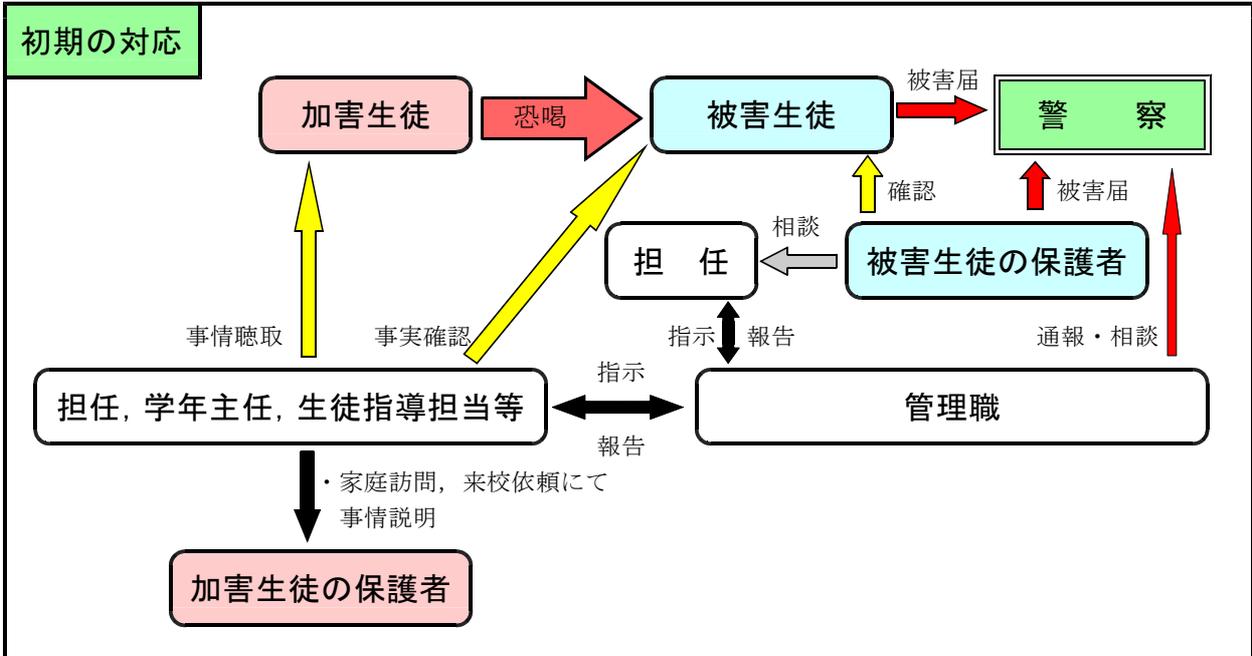
- 被害生徒への対応
 - ・ 落ち着いた状態で，話を十分聞く。
 - ・ 保護者に連絡し事情説明を行い，場合によっては，キャッシュカードの停止や携帯電話の停止を依頼する。
 - ・ 警察に被害届を提出するよう，保護者と被害生徒に依頼する。
- 学校としての対応
 - ・ 教室を確認する。状況によっては，現場の保存に努める。（他の生徒にさわらせない等）
 - ・ 校内や学校周辺を捜索し，盗まれたものが放置されていないか確認する。
 - ・ 警察署に通報する。（現場検証を行ってもらう。）
 - ・ 警察に，今後の連携を依頼する。
 - ・ 生徒や教職員から不審者の情報の収集を行う。
- 事後の対応
 - ・ 貴重品の管理方法や教室の施錠方法等を検討し，再発防止策を立てる。
 - ・ 全校集会，学年集会，学級活動（ホームルーム活動）などあらゆる機会を通じて，再発防止策を説明し，徹底させる。

6 恐喝

【 具体的事例 】

2年生の男子生徒Aは、同級生のBに「気に入くない」と度々言いがかりをつけられ、お金を要求された。Aが、一度お金を渡したところ、その後度々、Bからお金を要求されるようになり、保護者の財布からお金を抜き取り渡すようになった。

お金が抜き取られることに気がついた保護者が、Aから話を聞き、担任に相談してきた。



初期の対応の留意事項

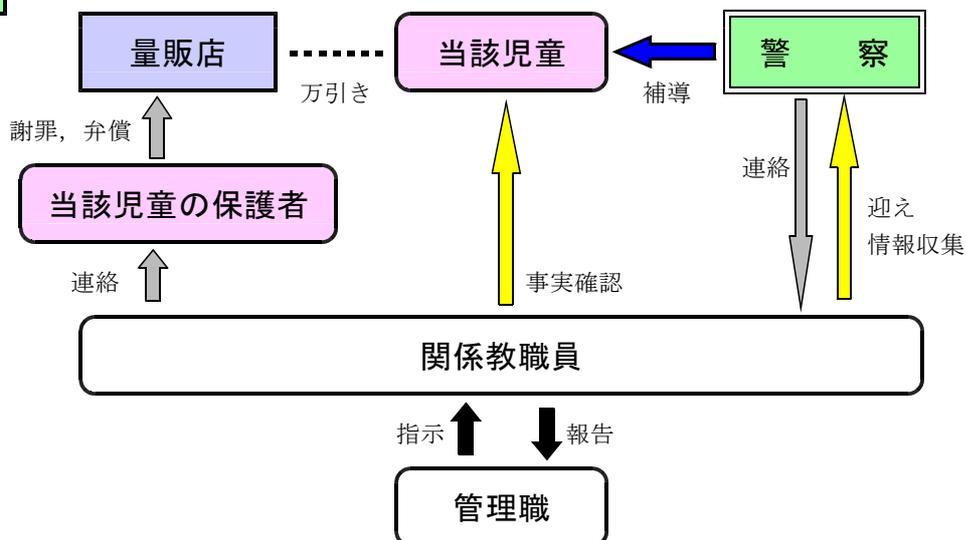
- 被害生徒への対応
 - ・ 落ち着いた状態で、**複数の教員**により話を十分聞き、事実確認を行う。
 - ・ 日時や金額など、詳細な部分まで正確に聞く。
 - ・ スクールカウンセラーや専門医等による心のケアを図る手段を講じる。
- 被害生徒の保護者への対応
 - ・ 保護者の訴えを親身に聞き、保護者の要望を正確に把握する。
 - ・ 被害生徒から事実確認を行うことへの了解を得る。
- 加害生徒への対応
 - ・ 落ち着いた状態で、**複数の教員**により話を十分聞き、事実確認を行う。
 - ・ 恐喝は犯罪行為であり、絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ 日時や金額などの事实现為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。
- 加害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問を行い、顔を合わせて事情説明をする。
(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
 - ・ 謝罪や弁償等、今後のことについて相談に乗る。

7 窃盗

【 具体的事例 】

「5年生の女子児童3人が、量販店で万引きをし、警察で補導したが、保護者に連絡が取れないので、学校が警察に来て欲しい。」と警察署から電話があった。

初期の対応



初期の対応の留意事項

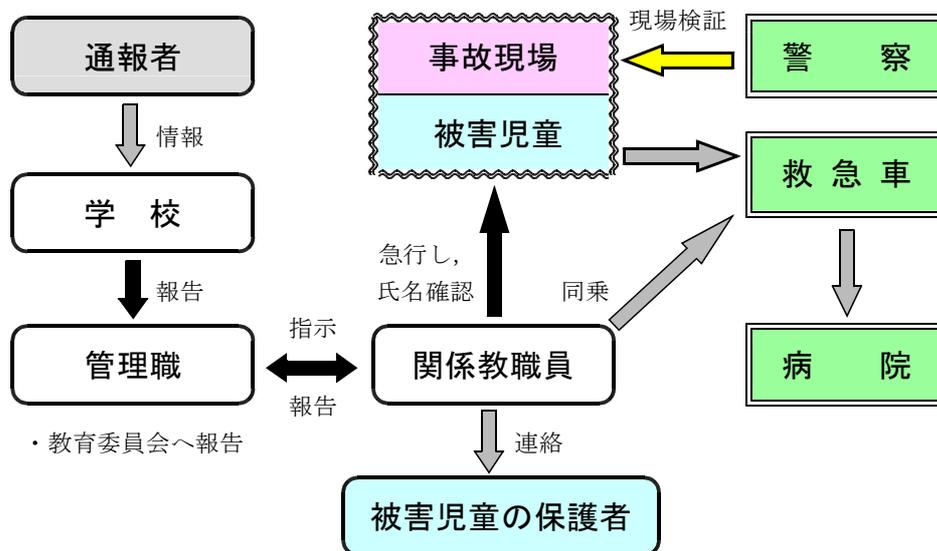
- 学校としての対応
 - ・ 複数の教員で、警察へ直ちに行く。
 - ・ 保護者へ連絡が取れるまで、繰り返し電話を行う。
 - ・ 警察署で可能な限りの情報収集に努める。
- 当該児童への対応
 - ・ 保護者に連絡が取れない場合は、学校に連れ帰る。(児童だけで帰宅させない)
 - ・ 落ち着かせた状態で、**複数の教員**により話を十分聞く。
 - ・ 万引きは犯罪行為であり、絶対に許されない行為であることを理解させる。
- 当該児童の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼し、児童を迎えに来てもらい、顔を合わせて事情説明をする。(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 学校の指導方針を説明し、協力依頼を行うとともに、家庭での指導について話し合う。
 - ・ 謝罪や弁償等、今後のことについて相談に乗る。

8 交通事故

【 具体的事例 】

外部の方から、「そちらの学校の児童と思われる下校途中の子どもが自動車に接触し、救急車を呼んだところである」との電話が入った。事故の場所を聞くことはできた。

初期の対応



初期の対応の留意事項

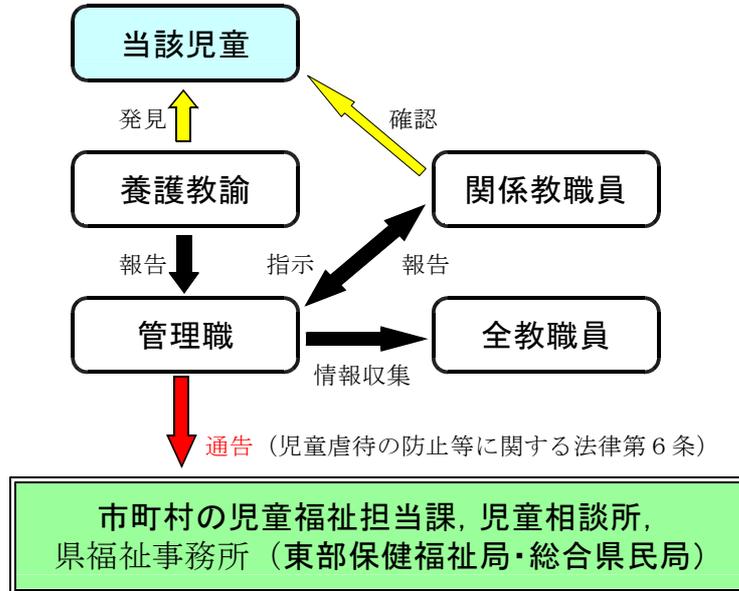
- 学校としての対応
 - ・ 複数の教員で、事故の現場に直ちに行く。
 - ・ 被害児童の確認を行う。
 - ・ 警察への通報ができていない場合は、警察へ交通事故の連絡をする。
 - ・ 保護者へ連絡を取る。
 - ・ 保護者が間に合わない場合は、教員の1人は救急車に同乗し、病院まで付き添う。
 - ・ 治療が終わるまで待機し、定期的に学校に連絡する。
- 被害児童への対応
 - ・ 治療を優先し、むやみに話しかけたりしない。
- 被害児童の保護者への対応
 - ・ 事故があったことを知らせる。
 - ・ 搬送先の病院を知らせる。
- その他
 - ・ 全校児童への交通安全指導を計画する。

9 児童虐待

【 具体的事例 】

養護教諭が、体調不良を訴えてきた児童の体に、いくつもの殴られたりつねられたりされたようなあざがあるのを発見した。児童にどうしたのか聞いたが、答えなかった。

初期の対応



初期の対応の留意事項

*「とくしま子どもの虐待防止ハンドブック」(平成17年3月発行)を参考にする

○ 学校としての対応

- ・ 複数の教員で、児童のあざを確認する。
- ・ 可能であれば、児童から理由を聞く。(必ずしも事実確認をする必要はない)
- ・ いじめによる暴力行為の可能性はないか、家庭状況はどうか等の情報収集に努める。
- ・ 疑わしい場合は通告する方向で、学校の方針を決める。
- ・ 関係機関に通告する。(児童虐待の防止等に関する法律第6条)
- ・ 関係機関との連携を密にする。
- ・ 時系列で、詳細な記録を残す。

○ 当該児童へ接する際の留意事項

- ・ 様子を注意深く見守る。
- ・ 帰宅を拒否したりする場合は、安全な場所(関係機関)があることを教え、安心させる。
- ・ 傷やあざの程度によっては、医療機関で受診させたり、本人の了解を得て写真を撮影する。
- ・ 兄弟姉妹が在籍する場合は、その状況も確認する。
- ・ 学校は相談にのってくれる安心できる存在であることをていねいに説明する。

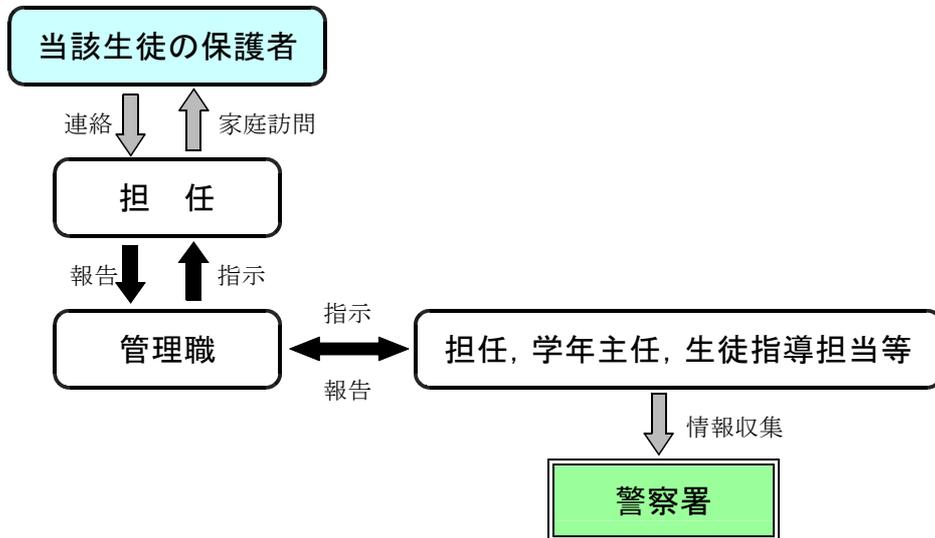
※ 具体的事例は身体的虐待の場合を記載しているが、児童虐待は他に、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)、心理的虐待に分類される。

10 逮捕事案

【 具体的事例 】

保護者から、傷害と恐喝で子どもが警察に逮捕されたとの連絡が、担任にあった。

初期の対応



初期の対応の留意事項

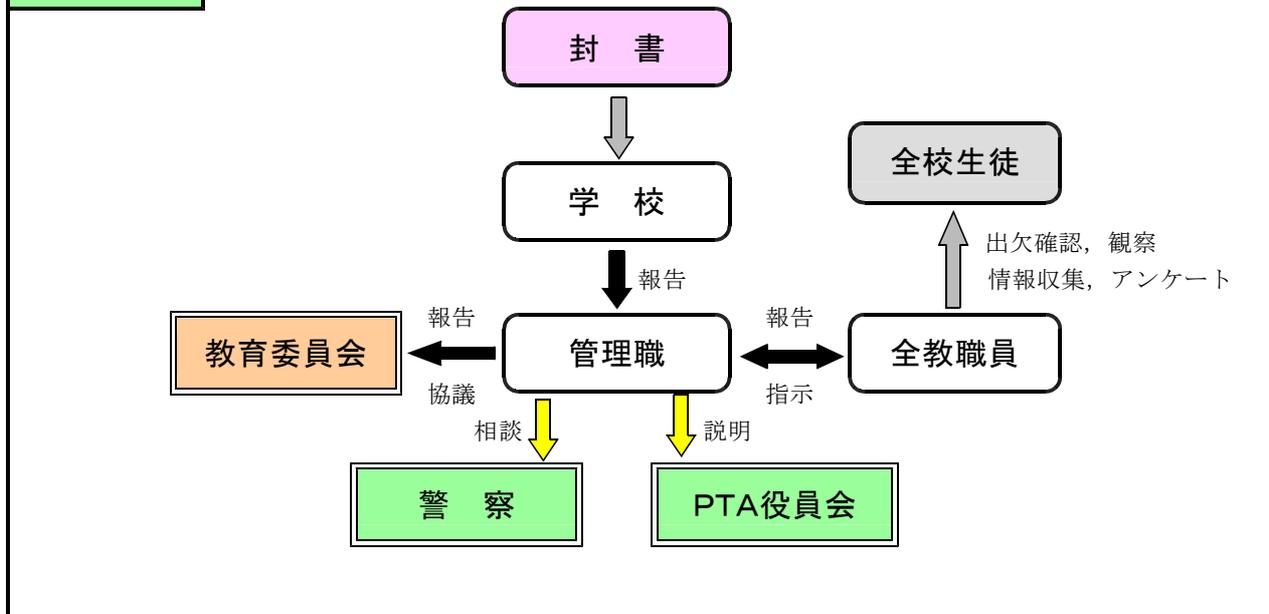
- 学校としての対応
 - ・ 複数の教員で、直ちに、警察署に行く。
 - ・ 可能な範囲で、情報を収集する。
(捜査中の場合は、情報が入手できないこともある)
 - ・ 生徒の身柄の拘留期間や、その後の処置などを聞く。
 - ・ 生徒への指導に関して結論を急がず、状況を見守る。
- 当該生徒の保護者への対応
 - ・ 家庭訪問を行い、連携を密にするように依頼する。
(複数対応、電話では済ませない。)
- その他
 - ・ 職員会議で、職員の共通理解を図り、危機管理の対応を確認する。
 - ・ 報道機関への対応窓口の一本化を図る。
 - ・ 今後の生徒への指導方法や指導内容について、十分に時間をかけ検討する。

11 自殺の予告

【 具体的事例 】

学校に、「いじめられているので死にます」という、差出人不明の自殺予告の封書が送られてきた。

初期の対応



初期の対応の留意事項

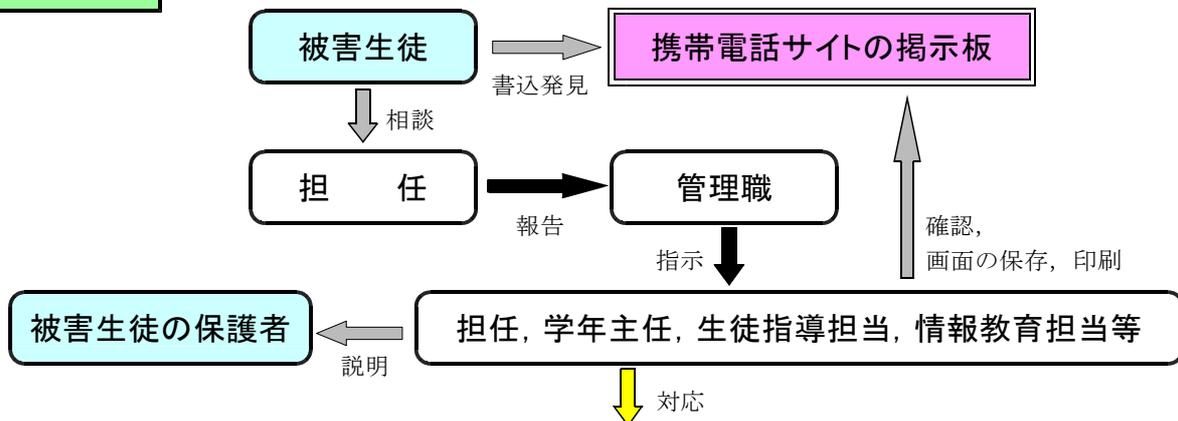
- 学校としての対応(命の尊さを第一に考える)
 - ・ 直ちに、教育委員会に報告し、対応を協議する。
 - ・ 警察に、相談する。
 - ・ 緊急の職員会議で、危機管理の対応の徹底を図る。
 - ・ 生徒の出欠状況を確認し、休んでいる生徒に連絡をとる。
 - ・ 計画的に、校内外の巡視を行う。
 - ・ 性急に結論を出さず、状況を見守る。
- 生徒への対応
 - ・ 一人一人の生徒の様子を、注意深く詳細に観察する。
 - ・ 人権に配慮しながら、生徒の特定に努める。
 - ・ 情報の収集に努める。
 - ・ アンケートやチェックリストを活用し、いじめの把握を行う。
- その他
 - ・ PTA役員への説明、緊急の保護者会の開催、学校通信の発行等、保護者への広報啓発も考慮する。
 - ・ 最悪の事態を想定して、危機管理の対応を行う。

12 インターネットによる掲示板への書込

【 具体的事例 】

女子生徒から担任に、「携帯電話のサイトの掲示板に、自分の悪口を書かれている」との相談があった。

初期の対応



事後策 ①	事後策 ②	事後策 ③
反論などの反応をせず、様子を見る。	「書き込み」や「スレッド」の削除をサイトの管理人やプロバイダーに依頼する。 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)	警察に相談する。

初期の対応の留意事項

- 学校としての対応
 - ・ サイトの掲示板を確認し、画面を保存し印刷し、保管する。
 - ・ 判断に迷う場合は、関係機関に相談する。
 - ・ 家庭訪問し、被害生徒の保護者と話し合う。(複数対応、電話では済ませない。)
- 被害生徒への対応
 - ・ 心当たりや生徒の要望を、時間をかけて話を聞く。
- 事後策 ①
 - ・ 過敏に反応することにより、「書き込み」がエスカレートすること(「祭り」「炎上」の状態)があるので、無視し様子を見ることも1つの方法である。
- 事後策 ②
 - ・ 住所、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を書き込みされた場合は、サイトの管理者やプロバイダーに、削除依頼を行う。
(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)
- 日常的取組
 - ・ 情報モラル教育をすすめる。

児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル

平成20年3月

初版発行

編 集

いじめ問題等対策企画員室

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-3138

F A X 088-621-2882